

土砂災害(特別)警戒区域図

※平成22年3月作成の「三原市総合防災ハザードマップ」と併用してください。

このマップの「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」「(土砂災害防止法)」に基づき、広島県が基礎調査を行い指定する区域です。  
いざというときの迅速な避難に向け、日頃から指定区域はもとより、地域の細かな危険箇所も含めたチェックを心がけていただくようお願いします。

土砂災害(特別)警戒区域

急傾斜地の崩壊

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域



土石流

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域



＜土砂災害警戒区域＞  
土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域。

＜土砂災害特別警戒区域＞  
土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域。  
また、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害と前兆現象



大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。土砂災害から身を守るためには、まず自分の家の周りに危険がないか確かめることが重要です。また、土砂災害には前兆現象があります。前兆現象を確認したら速やかに避難するとともに、三原市役所(災害対策本部 TEL. 0848-67-6868)へご連絡ください。

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

地面にしみ込んだ雨水などが土の抵抗力を弱め、弱くなった急ながけ地や斜面が突然崩れ落ちることです。地震によって起こることもあります。突発的に起こり、短時間のうちに崩れたり、落石があるので、逃げ遅れた場合、死者が出る割合が高くなります。

土石流

谷や斜面に溜まった土砂が、大雨による水と一緒に、一気に流れ出てくるものです。破壊力が大きく、速度も速いので、大きな被害をもたらします。「山津波」とも呼ばれます。

地すべり

地中の粘土層などすべりやすい面にしみ込んだ雨水などの影響で、山腹がゆっくりと動き出す現象です。比較的緩やかな斜面でも起こります。一度に広い範囲が動くため、住宅や道路、耕地などに大きな被害をもたらします。

こんなときは危険です！

- 湧水量の増加
- 湧水の停止
- 表面流発生
- 湧水の噴き出し
- 小石がばらばら落下
- 亀裂の発生
- 新たな湧水発生
- 斜面のはらみだし
- 湧水の濁り
- 地鳴り

こんなときは危険です！

- 流水の異常な濁り
- 流水の急激な濁り
- 渓流内で転石の音
- 渓流水位の激減
- 流木発生
- 土臭いにおい
- 地鳴り

こんなときは危険です！

- 井戸水の濁り
- 斜面のはらみだし
- 湧水の枯渇
- 構造物のはらみだしクラック
- 湧水量の増加
- 根の切れる音
- 池や沼の水かさの急変
- 樹木の傾き
- 亀裂・段差の発生・拡大
- 地鳴り・山鳴り
- 落石・小崩落
- 地面の震動

土砂災害警戒情報

大雨で土砂災害発生危険度が高まった時、広島県と広島地方気象台が共同で、大雨警報発表後に市町ごとに発表する防災情報です。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害の発生に十分注意してください。そして、市など防災関係機関が発表する情報に注意するとともに、テレビやラジオなどで最新の情報を収集しましょう。また、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意し、普段とは異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所に避難しましょう。

要配慮者利用施設(西町・西宮)

| No. | 名称       | 電話番号         |
|-----|----------|--------------|
| ①   | 西小学校     | 0848-62-3246 |
| ②   | 西幼稚園     | 0848-64-5000 |
| ③   | けいこうこども園 | 0848-64-6711 |

| 凡                                               | 例                |
|-------------------------------------------------|------------------|
| 避難所<br>※土砂災害警戒区域内の避難所については、状況に応じて市が開設の可否を判断します。 | 水位観測所<br>公民館・集会所 |
| 消防関連施設                                          | 神社               |
| 警察関連施設                                          | 寺院               |
| 救急告示病院                                          | 都市公園             |
| ① 要配慮者利用施設                                      | 鉄道<br>主要道路       |

いざというときの連絡先

火事・救急 119

警察 110

災害用伝言サービス 171

|                      |       |              |
|----------------------|-------|--------------|
| 三原市災害対策本部<br>(危機管理課) | 電話番号  | 0848-67-6868 |
|                      | FAX番号 | 0848-67-6164 |
|                      | 電話番号  |              |
|                      | FAX番号 |              |
| 名称                   | 電話番号  |              |
|                      | FAX番号 |              |
|                      | 電話番号  |              |
|                      | FAX番号 |              |